

国立研究開発法人物質・材料研究機構

保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求事務取扱細則

平成17年3月4日

17細則第1号

改正：平成18年 3月28日 18細則第 5号

改正：平成23年 4月27日 23細則第 6号

改正：平成25年 6月25日 25細則第 8号

改正：平成27年 3月24日 27細則第 6号

改正：平成28年 4月20日 28細則第11号

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）、同法施行令（平成15年政令第549号。以下「施行令」という。）及び国立研究開発法人物質・材料研究機構個人情報保護規程（平成17年3月4日 17規程第1号。以下「規程」という。）に基づき、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）が行う保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求に係る事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この細則における用語の意義は、法、施行令及び規程の定めるところによる。

(請求の受付等)

第3条 法第13条第1項の開示請求、法第28条第1項の訂正請求及び法第37条第1項の利用停止請求（以下「請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）から、法第13条第1項、法第28条第1項又は法第37条第1項の書面の提出を受けた場合は、総務部門総務室（以下「総務室」という。）は、当該請求に係る保有個人情報を保有する室等（以下「担当室等」という。）に通知し、担当室等は総務室と連携して記載事項の確認を行わなければならない。

2 前項の確認を行うにあたって、形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めるものとする。また、開示請求の受付において、保有個人情報の特定にあたっては、担当室等は、開示請求者が容易かつ的確に請求が行えるよう情報の提供を積極的に行うものとする。

3 総務課は、法及び施行令の定めるところにより、請求者が本人であること（法定代理人による請求にあつては、請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類の提示又は提出を求め、内容を確認しなければならない。

4 記載事項（開示請求においては、手数料の納付を含む。）の確認を行った後は、請求に係る受付日を確定するものとする。この場合において、請求に係る決定等の期限は、この受付日より起算するものとする。

（受付時間）

第4条 第3条第1項及び規程第41条に定める総務室における受付の開設時間は、9時30分から12時まで及び13時から17時までとする。ただし、機構の休業日を除く。（請求に係る文書の起案等）

第5条 請求に係る文書の起案は、担当室等で行うものとし、総務室への合議を経て理事長の決裁を得るものとする。

2 開示請求に係る文書の起案において、法第18条第1項の規定に係る決裁の終了後、開示請求者に対し通知するにあたっては、第6条第14号に定める保有個人情報の開示の実施方法等申出書（未記載のもの。）も併せて添付するものとする。

（書面の様式）

第6条 法、施行令及び規程を施行するにあたって必要な書面の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 保有個人情報開示請求書（法第13条第1項）（様式1）
- (2) 保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）（法第18条第1項）（様式2）
- (3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）（法第18条第2項）（様式3）
- (4) 開示決定等の期限の延長について（通知）（法第19条第2項）（様式4）
- (5) 開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第20条）（様式5）
- (6) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（法第21条第1項）（様式6）
- (7) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）（法第21条第1項）（様式7）
- (8) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（法第22条第1項）（様式8）
- (9) 保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について（通知）（法第22条第1項）（様式9）
- (10) 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（法第23条第1項）（様式10）
- (11) 保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）（法第23条第2項）（様式11）
- (12) 保有個人情報の開示決定等に関する意見書（法第23条第1項、第2項）（様式12）
- (13) 反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）（法第23条第3項）（様式13）
- (14) 保有個人情報の開示の実施方法等申出書（法第24条第3項）（様式14）
- (15) 保有個人情報訂正請求書（法第28条第1項）（様式15）

- (16) 保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（法第30条第1項）（様式16）
- (17) 保有個人情報の訂正をしない旨の決定について（通知）（法第30条第2項）（様式17）
- (18) 訂正決定等の期限の延長について（通知）（法第31条第2項）（様式18）
- (19) 訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第32条）（様式19）
- (20) 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（法第33条第1項）（様式20）
- (21) 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）（法第33条第1項）（様式21）
- (22) 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（法第34条第1項）（様式22）
- (23) 保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について（通知）（法第34条第1項）（様式23）
- (24) 提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について（通知）（法第35条）（様式24）
- (25) 保有個人情報利用停止請求書（法第37条第1項）（様式25）
- (26) 保有個人情報の利用停止をする旨の決定について（通知）（法第39条第1項）（様式26）
- (27) 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について（通知）（法第39条第2項）（様式27）
- (28) 利用停止決定等の期限の延長について（通知）（法第40条第2項）（様式28）
- (29) 利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）（法第41条）（様式29）
- (30) 諮問書（開示決定等）（法第42条第2項）（様式30）
- (31) 諮問書（訂正決定等）（法第42条第2項）（様式31）
- (32) 諮問書（利用停止決定等）（法第42条第2項）（様式32）
- (33) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）（法第43条）（様式33）

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日 18細則第5号）

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日 23細則第6号）

この細則は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年6月25日 25細則第8号）

この細則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27細則第6号）

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月20日 28細則第11号)

この細則は、平成28年4月20日から施行し、平成28年4月1日から施行する。

様式1

保有個人情報開示請求書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所 〒

TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（できるだけ具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イ又はウに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他（ ） ＜実施の希望日＞ 平成 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 手数料（1件 300円）

下記口座へお振込みください。その際、この開示請求書に振込みの証の写しを添付してください。

※振込先口座

4 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
イ 開示請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 開示請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ①本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 ②本人の(ふりがな)氏名 ③本人の住所又は居所
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(様式1 記載要領)

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記載されている法人文書や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日、又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。なお、実施の方法は各国立研究開発法人の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。

4 手数料の納付について

保有個人情報の開示を請求する場合には、保有個人情報が記載されている法人文書1件について300円を納付する必要があります。振込みの証の写しを保有個人情報開示請求書に添付して提出して下さい。なお、振込みにあたって手数料等が生じる場合でも、当機構では負担致しませんのでご了承ください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第6条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を提出してください。なお、戸籍謄本その他の法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報 (全部開示 ・ 部分開示)

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ 部分開示とした決定に不服がある場合は、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法 (昭和37年法律第139号) の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等 (裏面 (又は同封) の説明事項をお読みください。)

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間： 月 日から 月 日まで (土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 (見込み額)

<本件連絡先> 国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者：

電話：

FAX：

e-mail：

(様式2 裏面)

説明

1 「開示の実施の方法等」

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報開示実施申出書」により開示の実施の申し出を行ってください。

開示の実施の方法は、通知書の4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、通知書の4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、希望の日時を選択してください。記載された日時に都合が良いものがない場合は、「本件連絡先」に記載した担当まで連絡してください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報開示実施申出書」は開示を受ける希望日の〇〇日前には当方に届くように提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報開示実施申出書」によりその旨を申し出てください。なお、この場合は、別途、送付に要する費用負担が必要となります。

2 不開示部分に係る異議申立て等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

3 開示の実施について

- (1) 事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報開示実施申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をお持ちください。
- (2) 写しの送付を希望された場合は、保有個人情報開示実施申出書に併せて、お知らせした送付に要する費用を郵便切手で送付してください。

4 本件連絡先

開示の実施方法等、異議申立ての方法等についてご不明な点がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

保有個人情報の開示をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第18条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした 理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

開示決定等の期限の延長について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第19条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第20条の規定により、下記のとおり開示決定の期限を延長したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第20条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	<p>(平成 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定する予定です。)</p> <p>平成 年 月 日</p>

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(他の国立研究開発法人等) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の行政機関の長、他の国立研究開発法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について (通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の国立研究開発法人〇〇〇において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の国立研究開発法人等	(国立研究開発法人〇〇〇) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(行政機関の長) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送致します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の行政機関の長、他の国立研究開発法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(開示請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の開示請求に係る事案の移送について (通知)

平成 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	(行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(第三者利害関係人) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

(第三者利害関係人) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第13条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第23条第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	平成 年 月 日
法第23条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

平成 年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関してのご意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

(様式12 裏面)

説明

1 「開示に関してのご意見」

保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する口にレ点を記入して下さい。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1)支障がある部分、(2)支障の具体的な理由について記載して下さい。

2 「連絡先」

本意見書の内容について、内容の確認等をする必要がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載して下さい。

3 本件連絡先

本件の記載方法、内容等について不明な点がありましたら、次の連絡先に連絡して下さい。

<連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(反対意見書を提出した第三者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について (通知)

(あなた、貴社等) から平成 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第23条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	平成 年 月 日
開示を実施する日	平成 年 月 日

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等
文書番号：
日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	種類・量	実施の方法	
		(1) 閲覧	①全部 ②一部 ()
		(2) 複写したものの交付	①全部 ②一部 ()
		(3) その他 ()	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

平成 年 月 日 午前 ・ 午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手の額 円
無 〕

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

保有個人情報訂正請求書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ (ふりがな) 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 （ ）

(様式15 記載要領)

1 「氏名」「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるものは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）
- ② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）
- ③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の趣旨

どのような訂正を求めらるかについて簡潔に記載して下さい。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出して下さい。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出して下さい。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談して下さい。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出して下さい。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口に事前に相談して下さい。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合にのみ記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及びその理由	(訂正内容) (訂正理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起できなくなります。）

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

訂正決定等の期限の延長について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第31条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第32条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(他の国立研究開発法人等) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の行政機関の長、他の国立研究開発法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、下記の移送先の国立研究開発法人〇〇〇において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の国立研究開発法人等	(国立研究開発法人〇〇〇) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(行政機関の長) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第1項の規定により、下記のとおり移送致します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔法定代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 本人の氏名 本人の住所又は居所〕
添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	(複数の行政機関の長、他の国立研究開発法人等に移送する場合には、その旨)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(訂正請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の訂正請求に係る事案の移送について (通知)

平成 年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第34条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	平成 年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長	(行政機関の長) (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(提供先) 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

提供をしている保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知)

〇〇〇 (提供先) に提供している下記の保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第59号) 第35条の規定により、訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

保有個人情報利用停止請求書

平成 年 月 日

国立研究開発法人物質・材料研究機構
理事長 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所
〒

TEL ()

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又はこれらの書類とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 イ (ふりがな) 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(様式25 記載要領)

説明

1 「氏名」、「住所又は居所」

本人の氏名及び住所又は居所を記載して下さい。ここに記載された氏名及び住所又は居所により利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記入して下さい。

また、連絡を行う際に必要となりますので、電話番号も記載して下さい。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載して下さい。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」

3①～③に掲げる保有個人情報の開示の実施を受けた日を記載して下さい。

3 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」の名称等を記載して下さい。なお、本法により保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第1号）

② 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1項第2号）

③ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第1項第3号）

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入して下さい。

ア 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する国立研究開発法人等により適法に取得されたものでないとき、法第3条第2項の規定（個人情報の保有の制限）に違反して保有されているとき又は法第8条の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えられるときに、□にレ点を記入して下さい。また、「利用の停止」又は「消去」のいずれかにレ点を記入して下さい。

イ 「第2号該当」には、法第9条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の国立研究開発法人等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入して下さい。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載して下さい。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出して下さい。

5 利用停止請求の期限について

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内になければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第14条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード、在留カード又は特別永住者証明書（これらの書類とみなされる外国人登録証明書）等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談して下さい。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して保有個人情報の利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載して下さい。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名、本人の住所又は居所です。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出して下さい。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止をすることに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第39条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構に対して異議申立てをすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この決定があったことを知った日から6ヶ月以内に、国立研究開発法人物質・材料研究機構を被告として、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。(なお、決定があったことを知った日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起できなくなります。)

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名:

電話:

FAX:

e-mail:

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

利用停止決定等の期限の延長について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第40条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の名称等	
延長後の期限	平成 年 月 日
延長の理由	

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名 :

電話 :

FAX :

e-mail :

(利用停止請求者) 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊤

利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

平成 年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第41条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第41条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	平成 年 月 日

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：

様式30

諮問書（開示決定等）

文 書 番 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第18条の規定に基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条第2項の規定により諮問します。

(様式30 別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報開示請求書 (写し) ②保有個人情報の開示をする旨の決定について (通知) (写し) 又は 保有個人情報の開示をしないこととした旨の決定について (通知) (写し) ③異議申立書 (写し) ④理由説明書 ⑤開示の実施を行った保有個人情報 ⑥その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話、住所等	

様式31

諮問書（訂正決定等）

文 書 番 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊦

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第30条の規定に基づく訂正決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条第2項の規定により諮問します。

(様式31 別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報訂正請求書 (写し) ②保有個人情報の訂正をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の訂正をしないこととした旨の決定について (通知) (写し) ③異議申立書 (写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話、住所等	

諮問書（利用停止決定等）

文 書 番 号
平成 年 月 日

情報公開・個人情報保護審査会 殿

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第39条の規定に基づく利用停止決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第42条第2項の規定により諮問します。

(様式32 別紙)

1 異議申立てに係る保有個人情報の名称等	
2 異議申立てに係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	①保有個人情報利用停止請求書 (写し) ②保有個人情報の利用停止をする旨の決定について (通知) (写し) 又は保有個人情報の利用停止をしないこととした旨の決定について (通知) (写し) ③異議申立書 (写し) ④理由説明書 ⑤その他参考資料
7 担当室、担当者名、電話、住所等	

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

文 書 番 号
平成 年 月 日

（異議申立人等） 様

国立研究開発法人物質・材料研究機構 理事長 ㊟

平成 年 月 日付けの国立研究開発法人物質・材料研究機構理事長に対する異議申立てについて、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第43条の規定により通知します。

記

異議申立てに係る保有個人情報 の名称等	
異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
諮問日・諮問番号	平成 年 月 日 ・ 平 諮問 号

<本件連絡先>

国立研究開発法人物質・材料研究機構総務部門総務室

担当者名：

電話：

FAX：

e-mail：